

指 定 短 期 入 所 生 活 介 護
指 定 介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護

重 要 事 項 説 明 書

ショートステイ 福祉の森 聖孝園

「指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(茨城県指定 第 0873500094 号)

当事業所は利用者に対して指定短期入所生活介護サービス（指定介護予防短期入所生活介護サービス）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要.....	1
3. 職員の配置状況.....	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	4
5. 苦情の受付について.....	8

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 愛孝会
- (2) 法人所在地 茨城県高萩市石滝 2470 番地
- (3) 電話番号 0293-22-3484
- (4) 代表者氏名 理事長 佐藤 孝政
- (5) 設立年月 昭和 52 年 3 月 28 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成 14 年 3 月 29 日 指定
指定介護予防短期入所生活介護事業所・平成 18 年 4 月 1 日 指定
茨城県 0873500094 号
※当事業所は特別養護老人ホーム 福祉の森 聖孝園に併設されています。

(2) 事業所の目的

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

(3) 事業所の名称 ショートステイ 福祉の森 聖孝園

(4) 事業所の所在地 茨城県日立市十王町高原 333 番地 6

(5) 電話番号 0294-39-1166

(6) 施設長（管理者）氏名 熊田 恒男

(7) 当事業所の運営方針

- ① 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供に当たっては、利用者の要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとします。
- ② 指定短期入所生活介護事業者（指定介護予防短期入所生活介護事業者）は、自らその提供する指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- ③ 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明することとします。
- ④ 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供に当たっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）に基づき、利用者の機能訓練及び日常生活を営む上で必要な援助を行うものとします。
- ⑤ 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとします。

(8) 開設年月 指定短期入所生活介護 平成 14 年 3 月 29 日

指定介護予防短期入所生活介護 平成 18 年 4 月 1 日

(9) 営業日及び営業時間

営業日	月～日、祝日
受付時間	9：00～18：00

(10) 利用定員 20 人

(11) 通常の事業実施地域 日立市、高萩市、北茨城市、常陸太田市

(12) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、個室、2 人部屋、4 人部屋ですが、ご希望がある場合は、その旨お申し出下さい。（但し、利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室 数	備 考
個室（1人部屋）	6室	
2人部屋	1室	
4人部屋	3室	
合 計	10室	
食 堂	1室	
機能訓練室	1室	
浴 室	2室	一般浴槽、特殊浴槽（機械浴槽）
医務室	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所（指定介護予防短期入所生活介護事業所）に必置が義務づけられている施設・設備です。居室の利用にあたって、利用者に居住費をご負担いただきます。

☆居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項

※トイレの場所（個室、2人部屋は居室外。4人部屋は居室内にあり。洗面所は居室内）

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定短期入所生活介護サービス（指定介護予防短期入所生活介護サービス）を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 事務員（兼務）	1名	0名
3. 介護職員（兼務）	6名	6名
4. 生活相談員（兼務）	1名	1名
5. 看護職員（兼務）	1名	1名
6. 機能訓練指導員（兼務）	1名	1名
7. 介護支援専門員（兼務）	1名	1名
8. 医師（嘱託）	1名	1名
9. 管理栄養士（兼務）	1名	1名

＜主な職種の勤務体制＞

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	毎週水曜日： 14:30～15:00 土曜日： 14:30～15:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 7:00～16:00 日勤： 9:00～18:30 遅番： 10:00～19:30 夜勤： 16:30～10:00
3. 看護職員	日勤： 8:30～17:30 ※個人の雇用形態により退勤時間が異なります。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の9割、8割または7割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事（但し、食材料費及び調理費は介護保険の給付対象外となります。）

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養ならびに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため、原則として離床して食堂もしくは希望に応じた場所で食事をとっていただいております。

（食事時間）

朝食 7:30～8:30 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00

- ・ただし、利用者の身体状況や希望に応じて、食事の開始時間の選択ができます。

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄に当たっては、利用者の心身の状態に応じた適切な方法で、排泄の自立について必要な援助を行うものとします。また、おむつを使用せざるを得ない利用者に対し、適切におむつを取り替えます。

④機能訓練

- ・機能訓練に当たっては、利用者の心身の状態等を踏まえ、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は、維持を目的として行なうものとします。

⑤送迎サービス

- ・利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金（１日あたり）＞（契約書第 8 条参照）

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は利用者の要介護度に応じて異なります。）

《個室利用の場合》

（単位／日）

【1 日あたりのおおよその金額】

（円／日）

自己負担が 1 割の場合	565	701	769	854	945	1,031	1,117
--------------	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-------

《多床室利用の場合》

（単位／日）

【1 日あたりのおおよその金額】

（円／日）

自己負担が 1 割の場合	565	701	769	854	945	1031	1,117
--------------	-----	-----	-----	-----	-----	------	-------

※ 一定以上所得者の利用者負担が 2 割または 3 割となります。

※ 送迎を希望される場合は、片道 194 円となります。

※ 医師の指示に基づく療養食を提供した場合は、上記料金に 1 日あたり 25 円かかります。

注：医師の指示に基づく療養食とは、糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・脾臓病食・脂質異常症食・痛風食及び特別な場合の検査食

※ 家族関係やケアが原因で認知症の行動・心理症状が出現したことにより、在宅での生活が困難になった者の短期入所生活介護への緊急受入れについて、1 日あたり 211 円かかります。（利用開始日から起算して 7 日を上限）

- ※ 若年性認知症利用者やその家族に対する支援を促進する観点から、若年性認知症利用者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合は、1日あたり126円かかります。
- ☆ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 短期入所の利用限度日数を超える場合はサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。
- ☆ 利用者に提供する食事の材料に係る費用と滞在費は別途いただきます。(下記(2)①②参照)
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事の提供に要する費用

利用者に提供する食事の材料費及び調理にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額(1日あたり)のご負担になります。

料金：1日あたり1545円

(朝食440円、昼食505円(おやつ代含む)、夕食600円)

②居住に要する費用

この施設及び設備を利用し、居住されるにあたり、多床室利用者の方には光熱費相当額、個室利用の方には光熱費相当額及び室料をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費の金額(1日あたり)のご負担となります。

個室利用：1,231円/日

多床室利用：915円/日

③理髪

理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。利用料金：1回あたり1,500円

④レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

教養娯楽費：要した費用の実費相当額

⑤複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

利用料金：1枚につき10円

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

日用雑貨費：要した費用の実費相当額

⑦移送・付添サービス

	買い物	病院受診	在宅以外送迎
日立市北部(市役所以北)	1,000 円	3,000 円	2,000 円
高萩市以北・日立南部(市役所以南)	2,000 円	5,000 円	3,000 円

⑧個人使用テレビ料、電化製品使用料

利用料金：1 日あたり 20 円

☆上記以外にサービスを提供する場合は、その都度ご案内いたします。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第 8 条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 20 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア．窓口での現金支払

イ．下記指定口座への振り込み

常陽銀行 高萩支店 普通預金 1495448

社会福祉法人愛孝会 福祉の森 聖孝園 理事長 佐藤 孝政

ウ．金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：常陽銀行、筑波銀行、水戸信用金庫、結城信用金庫、茨城県信用組合、農業協同組合(JA バンク)

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第 9 条参照）

○利用予定期間の前に、利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 70% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について（契約書第 22 条参照）

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 ショートステイ相談員 鈴木 真希

○受付時間 毎週月曜日～日曜日 9：00～18：00

また、苦情受付ボックスを展示コーナーに設置しています。

（２）第三者による評価の実施状況

第三者による 評価の実施	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

（３）行政機関その他苦情受付機関

日立市保健福祉部 介護保険課	所在地 電話番号	日立市助川町 1－1－1 0 2 9 4 （ 2 2 ） 3 1 1 1
常陸太田市 高齢福祉課	所在地 電話番号	常陸太田市金井町 3 6 9 0 0 2 9 4 （ 7 2 ） 3 1 1 1
高萩市健康福祉部 高齢福祉課	所在地 電話番号	高萩市春日町 3・1 0 0 2 9 3 （ 2 2 ） 0 0 8 0
北茨城市市民福祉部 高齢福祉課	所在地 電話番号	北茨城市磯原町磯原 1 6 3 0 0 2 9 3 （ 4 3 ） 1 1 1 1
国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号	水戸市笠原町 9 7 8－2 6 0 2 9 （ 3 0 1 ） 1 5 6 5
茨城県運営適正化委員会 （茨城県社会福祉協議会内）	所在地 電話番号	水戸市千波町 1 9 1 8 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館 0 2 9 （ 2 4 1 ） 1 1 3 3

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービス（指定介護予防短期入所生活介護サービス）の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護） 福祉の森 聖孝園

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービス（指定介護予防短期入所生活介護サービス）の提供開始に同意しました。

利用者住所 氏名 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 事業所の概要

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 平屋建

(2) 建物の延べ床面積 4,134.7 m²

(3) 事業所の周辺環境

日立市十王町の西部に位置する高台にあり、四方を緑豊かな山々に囲まれた閑静な環境で四季折々に広がる大パノラマが壮大な所です。

2. 職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

介護職員…短期入所生活介護の提供に当たり利用者の心身の状況等を適確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たします。

1名の生活相談員を配置しています。

看護職員…健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を適確に把握すると共に、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行います。

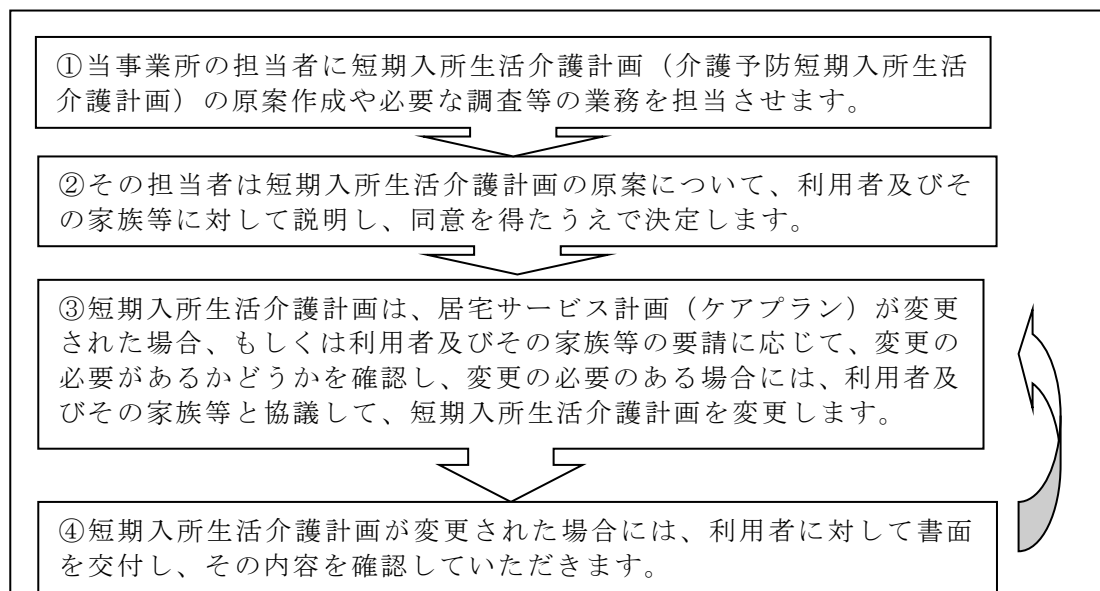
1名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行います。

1名の機能訓練指導員を配置しています。

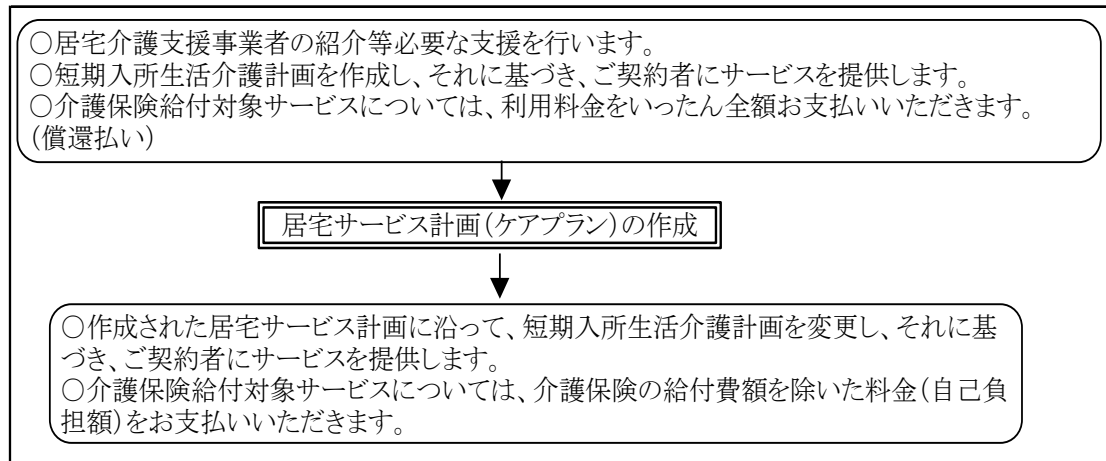
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) 利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画（介護予防短期入所計画）」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

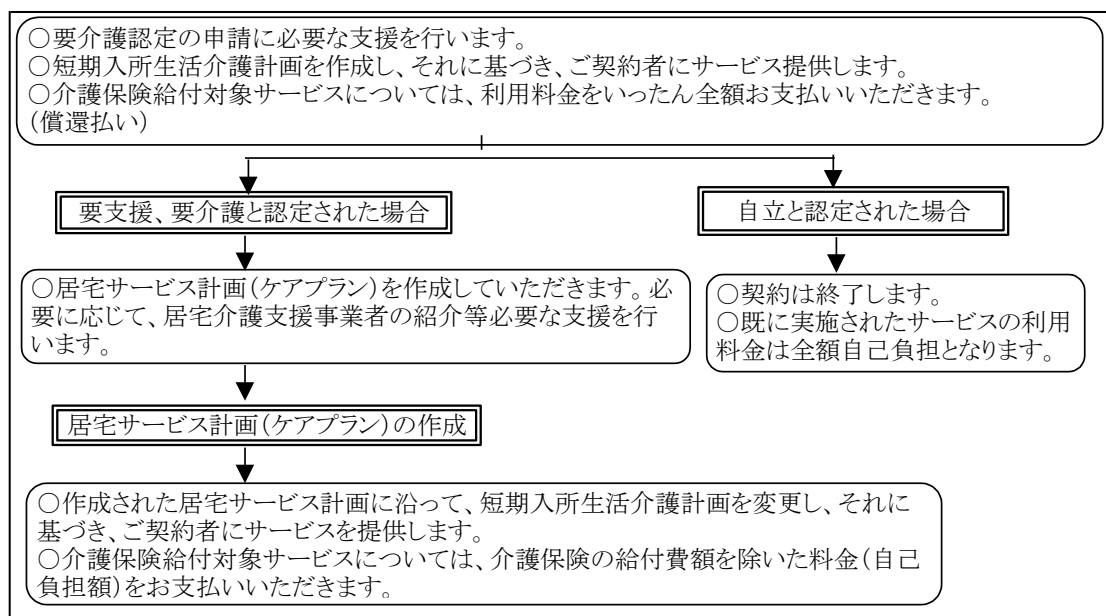


(2) 利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合



② 要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第 11 条参照）

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- 1) 利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- 2) 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認します。
- 3) 利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- 4) 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保管するとともに、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- 5) 虐待防止について、事業者は利用者の人権擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
※虐待防止に関する責任者：熊田 恒男
 - ② 成年後見制度の利用を支援します。
 - ③ 苦情解決体制を整備します。
 - ④ 従業者に対する虐待防止啓発・普及するための研修を実施しています。
 - ⑤ サービス提供中に、当事業所授業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。
- 6) 身体拘束について、事業者は原則として身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

《緊急性》直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

《非代替性》身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

《一時性》利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。
- 7) 事業所及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません(守秘義務)また、サービス終了後及び従業員の退職後も秘密保持を継続する手段を講じます。

ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。

また、利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、利用者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 13 条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(3) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	県北医療センター高萩協同病院
所在地	茨城県高萩市上手綱上ヶ穂町 1 0 0 6 - 9
診療科	内科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、産婦人科、耳鼻咽喉科、歯科口腔外科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	若松歯科医院
所在地	茨城県高萩市大和町 1 - 2 7

6. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定短期入所生活介護(介護予防)の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

7. 損害賠償について（契約書第 14 条、第 15 条参照）

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

8. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第17条参照）

- ①利用者が死亡した場合
- ②要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第18条、第19条参照）

契約の有効期間であっても、契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②利用者が入院された場合
- ③利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第20条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（3）契約の終了に伴う援助（契約書第17条参照）

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。